

用語の解説

【認可外保育施設の状況（認可外保育施設調査）】

1 「認可外保育施設」

都道府県知事等の認可を受けていないが、保育所等と同様の業務を目的とする施設。

(1) 「事業所内保育施設」

事業主が従事者のために設置している施設。

(2) 「ベビーホテル」

次のいずれかを常時運営している施設。

ア：夜8時以降の保育

イ：宿泊を伴う保育

ウ：利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上

(3) 認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者」）

児童の居宅等において保育を行う事業者。

(4) 「その他の認可外保育施設」

事業所内保育施設、ベビーホテル及び認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター事業者」）以外の認可外保育施設。

2 「保育従事者数」

保育士等の資格の有無にかかわらず、保育に従事している者。

3 「利用料」

(1) 月額利用料

施設が月単位で保育日や保育時間を定め、保育サービスの対価として、保護者が施設に支払う料金をいう。（給食費や延長料金は含み、入会金やおむつ代などにかかる費用は除いたもの）

(2) 時間額利用料

施設が時間単位の保育料を定め、保育サービスの対価として、保護者が施設に支払う料金をいう。